

令和7年度

第7回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年10月23日（木）

令和7年度第7回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年10月23日（木）10:00～11:00

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員

会 長 松 木 会 長
3 番 猪 俣 委 員
7 番 加 藤 委 員
10番 松 井 委 員
13番 横 山 委 員

1 番 高 橋 委 員
5 番 荒 川 委 員
8 番 高 橋 委 員
11番 荻野(武)委員
14番 笹 尾 委 員

2 番 上 原 委 員
6 番 荻野(信)委員
9 番 小 宮 委 員
12番 中戸川委員

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 事

- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第47号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第48号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、3件の通知について、土地の所在の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、13件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、2件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、12件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市立みずほ小学校から南に約35mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 25,412.00㎡

田・・・約1町6反7畝

畑・・・約8反7畝

取得後経営面積 25,786.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (70代) 農業専従

子 (40代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機3、田植機3

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 譲受人は胡蝶蘭の栽培及び販売を行っている。農地は適正に管理され、営農されているので問題はない。

議 長 地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

城島公民館から北東に約 7 6 0 m、4 7 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 4, 0 8 1. 0 0 m²

畑・・・約 4 反

取得後経営面積 6, 2 5 8. 0 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (4 0 代) 農業専従

配偶者 (4 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕うん機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は数年前に新規就農後、小松菜、ほうれん草、夏の時期にはオクラ、ピーマンを栽培している。農地は適正に管理され、営農されているので問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請4件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立真土小学校から北東に約250mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立真土小学校から北東に約250m、医療法人財団倉田会くらた病院から北西に約220mの位置で、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側及び南側は宅地、西側は道路、北側は農地。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

北側、東側境界はCB2段積み・メッシュフェンスを新設。

敷地内は全面アスファルト舗装。

雨水は勾配を利用し、既存のL型側溝へ排水。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

議受人は、申請地の東側隣接地で歯科医院を開業している。現在、歯科医院の患者、従業員用の駐車場が不足している状況で、最適地を探していた。申請地は歯科医院と一体で利用することが可能で、面積も最適であることから転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は、隣接する歯科医院の不足している患者及び従業員用の駐車場として転用するもの。申請地周辺は住宅に囲まれており、また、被害防除の内容についても支障はないと思われることから、問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

自己住宅

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

吉沢市民窓口センターから南東に約 8 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市役所の支所機能を持つ窓口センターより 3 0 0 m 以内にある状況。

東側は農地、西側は宅地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画。

北側水路から温室手前までを除き、出入口から隣地自己農地に接する境界は既存縁石にて被害防除。

申請敷地温室手前まで砂利敷き。その他申請敷地部分は既存のまま利用。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は、農家世帯の孫で藤沢市内の賃貸借住宅に住んでいる。兼業農家をしているが現在居住の住宅のみでは手狭となり、子供が誕生する機会に、老朽化が進んだ現在利用している築 1 0 0 年の農業用倉庫を取り壊し、新たに自己住宅を建築するもので、場所の選定については、先祖代々受け継いだ場所であり、次世代に受け継ぐためにも母屋、農機具庫が近いという利便性がある。また、建築基準法の接道の関係や、資材搬入等の利用等含め、宅地利用として申請地を転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は宅地利用として転用するもの。建築基準法における接道の関係等から転用申請されたものであり、転用内容についても問題はないことから、懸念すべき点はないと思われる。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

相模原大磯線信号「新大畑橋北側」から北東に約 2 4 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から東に約 4 0 m、岡崎上ノ入公園（街区公園）から西に約 2 1 0 m の位置で、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側及び西側は農地、南側は水路、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

東側、西側境界は万能鋼板土留、南側境界はブロック土留を新設。

敷地内は全面碎石舗装、雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は平塚市を中心に建設業及び車両、機械輸出入業を中心に事業を行っている。現在は、寒川町の資材置場を利用しているが、貸主の都合により退去する必要が出たため、新しい資材置場を探していた。申請地は主な活動エリアに近く、必要な面積を確保できること、また、高速道路にも近いので、交通の利便性向上に繋がることから適地であると考え、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は貸借契約終了に伴い、新たな資材置場として転用するもの。申請地付近に幼稚園があることから、転用後の利用方法については十分に留意していただきたいが、隣接農地の所有者及び土木水利組合から同意を得ており、土地利用計画図のとおり転用する限り、問題はないと考える。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立真土小学校から北東に約 280 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立真土小学校から北西に約 280 m、横内保育園から南に約 280 m の位置で、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側は雑種地、西側及び北側は農地・雑種地、南側は道路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画。

北側境界の全面、西側境界の一部は CB を新設。

敷地内は全面砂利敷き。

雨水は自然浸透。

水利土木組合、隣接農地所有者は転居先不明者 1 名を除き同意済。

【申請理由】

譲受人は建築工事、土木工事、内装・リフォーム工事を中心に事業を行っている。

現在は平塚市横内の本社を資材置場として利用しているが、事業の拡大に伴い面積が足りていない状況。十分な資材を事前にストックすることが出来ず、必要な都度追加発注を行い現場へ搬入しているため、工期にも悪影響を及ぼしていることから、最適な土地を探していた。申請地は本社から近く、必要な面積も確保できるため転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

4 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は不足している資材置場を新たに確保するために転用するもの。申請地周辺は雑種地であり、被害防除についても支障はないと思われることから、問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、1件の証明願について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、花きが栽培されている。ガラス温室とビニール温室で耕作されているが、どちらも適正に管理されていることを確認したため、問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第47号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について

議 長 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明、3件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、主たる従事者及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1 番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は住宅に囲まれており、近隣に配慮をしながら適正に管理されていることを確認したため、主たる従事者の証明を発行することに問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1 番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

(2 番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は住宅地に囲まれているが、近隣への配慮を踏まえて適正に管理されていることが確認されたため、主たる従事者の証明を発行して差し支えない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 2 番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

(3 番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は、以前、茄子が植えられており、適正に管理されていることを確認したため、主たる従事者の証明を発行することに問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 3 番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第48号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計51件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(11時00分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。